

環境審査顧問会全体会

議事録

1. 日 時：平成27年6月10日（水）16：59～17：24（公開）

17：25～17：55（非公開）

2. 場 所：経済産業省別館11階 1111共用会議室

3. 出席者

【顧問】

日野会長、市川顧問、岩瀬顧問、江原顧問、角湯顧問、清野顧問、
河野顧問、近藤顧問、島顧問、関島顧問、野田顧問、藤原顧問、村上顧問、
森川顧問、山本顧問、渡辺顧問

【経済産業省】

渡邊電力安全課長、長村統括環境保全審査官、松浦環境審査担当補佐、
高取環境審査分析官、長井環境保全審査官、渡邊環境アセス審査専門職、
笠原環境審査係

4. 議 題：（1）最近の審査状況について（公開）

（2）環境影響評価省令等の改正について（公開）

（3）顧問の異動等について（非公開）

（4）その他（非公開）

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）最近の審査状況について外、事務局から説明があり、質疑を行った。（公開）

（4）事務局から会長の互選、会長から会長代理の指名、各部会について部会長、各部
会長から部会長代理の指名、各分科会について主査、副主査の指名がなされた。

（非公開）

（5）閉会の辞

6. 質疑内容（公開部分）

<最近の審査状況について説明>

○顧問 どうもありがとうございました。先生方、ご意見、ご質問等ありましたら願いたいいたします。特にないようでしたら、次の議題、環境影響評価省令等の改正について、事務局から説明をお願いします。

<環境影響評価省令等の改正について説明>

○顧問 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○顧問 一般環境中の放射性物質の「一般環境中の」というのがつくのは、「福島第一原子力発電所の事故」を踏まえてという最初のところを受けてということでしょうか。アセスメントでは一般環境中の今ある放射性物質を扱うけれども、原子力発電所の発生させるものはアセスメントの項目には入らないということでしょうか。

○経産省 東京電力福島第一原子力発電所事故関係の避難指示区域では、土地の改変等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがあるかと思えます。そういうところで土地の改変等行った場合に粉じんが発生するので、アセスメントを行うということです。

○顧問 そういうことでなくて、例えば研究所のようなところで放射性物質を扱う場合も一般環境中、つまり事故由来プラス自然由来のもののみをアセスメントでは扱うのですか。発生源に係わるようなところからの拡散というのはあってはならないことなのですか。

○経産省 別の法律の枠組みでということになるかと思えます。当省令においては、水力、ダム、火力などの発電所を作るときに土地の改変を伴い粉じんや汚濁水が発生する場合に、放射性物質が相当程度拡散・流出するエリアであればアセスメントを行い、そうでないエリアであれば、項目にする必要はないということと思えます。

○経産省 先生のご指摘は、発電所を作ったときの放射能については測定するが、その由来するところは東京電力福島第一原子力発電所と書いてある。例えば、その作る発電所の近傍に工場や研究所があって、あってはならないことなのだけれども、そこからの放射能なども含むのかというご質問でよいでしょうか。

○顧問 環境基本法の中で放射性物質が除外されていたのが、環境基本法の中に入ってきたわけですが、アセスメントは放射性物質の中で、一般環境中にあるものだけについて扱うというのが今度の省令の改正です。いろいろある放射性物質のうちの、現在の状態の東京電力福島第一原子力発電所の事故由来のものと自然由来のもの2つについて、それが広がらないようにということで一般環境中というように限ってやるのだろうかとは想

像しているのです。

そうすると、例えば放射性物質を扱う研究所のようなものがつくられるときなどは、別の法律の体系でそれは規制されるから、普通のアセスメントではそれは全く関わらないという理解でいいのか、それを確認しました。

○経産省 失礼しました。我々が対象にしている省令の守備範囲は発電所です。先生がおっしゃっている研究所、あるいは工場ということであれば、これの範疇外ということになります。

アセスメントは13事業あり、その13事業が行われる現場の一般環境中の放射性物質について評価をするということになります。先生がおっしゃった研究所や工場がアセスメントの対象であるのかどうなのかについて、研究所は対象ではありません。したがって、評価されないということだと思います。

○顧問 確認なのですが、一般環境中の放射性物質のレベルを調べなさい、対象になるということになると、東京電力福島第一原子力発電所由来分とベースにあるものとの仕分けをする必要があるのではないかと思います。

どういうことを想定しているかということ、山間地で一般的には余り測定されていないエリア、例えば風力などの場合に対象になってくると思います。そのときに、データがない、あるいは空間線量率をぱっと調べて、定性的に多分影響ないだろうというようなところでもやるのか、一応確実に事業者がベースラインを把握する必要があるのか、あるいは東京電力福島第一原子力発電所の〇〇シーベルトという数値があって、それ以下であればやらなくていいのか、その辺の敷居値はどのようになりますか。

○経産省 6月2日の火力部会でも御意見をいただいておりますが、環境省のガイドラインに基づいて審査する、又は事業者もそれに基づいて検討するというところで、基本的には避難指示区域で考えていただくものと考えています。データをどうとるかは、手引を作成しているところですが、原子力規制委員会の放射線モニタリング情報や県のデータで確認をしていただくのではないかと考えています。

○顧問 安全側で考えると、風力の場合には、風速が結構強くて、濃度としては、空間線量率が小さくても、沈着の影響をある程度想定しなければいけないのではないかとこのことを危惧してしまっていて、実際には山の中でのケースが多いと思いますが、ほとんど測られていなくて、ある特定のところ、ホットスポットなどというのは都市の近郊でもいろいろ出ていますが、そういう場合があり得るのではないかとこのことを想定しています。そ

うすると、ある程度測らなければいけないのではないかと考えています。

○経産省　近傍とはどこかというのはあるかと思いますが、近傍にデータがなければ何らかの対応は必要かもしれません。しかし、場所によっては考えなくてもいい、もともと高くないと考えられるところもあるかと思っています。

先生がおっしゃる測定が必要なエリアはどこかというのは個別の事案で判断していくことになるのではないかと考えています。そこはご相談させてください。

○顧問　基本的には、対象となる地域というか地点というのはほとんどなくて、東京電力福島第一原子力発電所の事故ぐらいですから、あの周辺で、なおかつ手引には避難指示区域と限っているわけではないですけれども、避難指示区域相当の放射性物質が拡散、流出するおそれがある地域に限って対象となるということです。

前回の火力部会で、西部ガスが放射線量のデータを出されていましたが、わざわざ線量を測ったデータを出す必要はないのです。現況調査ということで、その1項目を入れられたと思うのですが、基本的には福島に非常に線量の高い地域で事業を行わない限り対象とする必要はないという考えが私の理解です。

○顧問　事務局はそういう理解でよろしいですか。

○経産省　今後、顧問の先生方のご意見を踏まえて検討してまいります。

○顧問　ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしければ、顧問の異動等については、冒頭にお伝えしたとおり、非公開とさせていただきます。

○経産省　傍聴者の皆様方は、ご退席をお願いいたします。